

**(仮称) 健都ライブラリー建設工事 基本設計業務委託に係る
公募型プロポーザル参加資格**

1. (仮称) 健都ライブラリー建設工事 基本設計業務委託に係る公募型プロポーザルの参加資格

(1) 次の要件を全て満たす設計者

ア. 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

イ. 次の法律の規定による申立て又は通告がなされていない者であること。

(ア) 破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定による破産手続開始の申立て、又は同法附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件にかかる同法施行による廃止前の破産法（大正11年法律第71号）第132条又は第133条の規定による破産申立て。

(イ) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て、又は同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件にかかる同法施行による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続開始の申立て。

(ウ) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立て、又は平成12年3月31日以前に、同法附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる和議事件にかかる同法施行による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立て。

(エ) 清算中の株式会社である事業者について、会社法（平成17年法律第86号）第511条に基づく特別清算の申立て。

ウ. 直近3事業年度分の法人税、消費税及び地方消費税、法人都道府県民税、法人市町村民税の滞納がないこと。

エ. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する団体若しくはその構成員又はその構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある団体でないこと。

オ. 吹田市暴力団の排除等に関する条例（平成24年9月28日条例第50号）に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団関係者でないこと。

カ. 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条及び第8条第2項第1号に掲げる処分を受けている団体に所属していないこと又は関与していないこと。

キ. 建築士法第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行ってから5年以上を経過している者であること。

ク. 応募要項等の交付の日から参加表明書及び実施体制書の提出の受付期間の最終日

までの間、吹田市指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
本市の平成28年度競争入札参加資格者名簿掲載業者でない場合は、同要領別表各項に掲げる措置要件に該当しないこと。

- ケ. 応募要項等の交付の日から参加表明書及び実施体制書の提出の受付期間の最終日までの間、吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。また、同要領別表に掲げる措置要件にも該当しないこと。本市の平成28年度競争入札参加資格者名簿掲載業者でない場合は、同要領別表に掲げる措置要件に該当しないこと。「有資格者」は設計者と読み替えるものとする。
- コ. CASBEE-建築（新築）でA以上の評価を実施設計段階で取得した物件を元請として履行した実績を有すること。評価認証認定機関によるもののほか、各自治体による地方版も可とする。
- サ. 上記コの業務に従事した経験があり、直接雇用する者を管理技術者（一級建築士に限るものとする）又は意匠担当主任技術者として配置できること（他の会社からの在籍出向者や派遣社員は認めない）。
- シ. 設計共同体も可とするが、少なくとも1つの構成員が上記の要件をすべて満たすこと。他の構成員については、上記コ以外の要件をすべて満たすこと。

（2） 配置予定技術者の参加資格

- ア. 管理技術者、各担当主任技術者は、各1名であること。
- イ. 管理技術者、各担当主任技術者は、兼任しないこと。

（3） 協力者（協力事務所）について

- ア. 参加表明書提出者は、本業務に関して専門分野（管理技術者及び意匠担当主任技術者を除く）についての協力者（協力事務所）を加えることができる。
- イ. 当該協力者（協力事務所）は複数の参加者の協力者（協力事務所）となることができる。
- ウ. 協力者となった者の所属する事務所及び協力事務所は、本プロポーザルに参加することはできない。